

## 畑賀あんしんネットワーク事業実施要綱

### (目的)

第1条 畑賀あんしんネットワーク事業（以下「畑賀あんしんネット」という）は、畑賀地区の住民等のネットワークにより、支援が必要な在宅の高齢者や障がい者等に、見守りや声かけ、生活支援等を行い、地域からの孤立を防止する。また、災害発生時には避難等の支援を行い、地域住民が日常生活の中で、誰もが安心して暮らせる畑賀地区をつくることを目的とする。

### (実施主体等)

第2条 畑賀あんしんネットの実施主体は、畑賀あんしんネットワーク運営委員会（以下「委員会」という）とする。

2 畑賀あんしんネットは、実施主体と関係機関等が、相互に連携するとともに、畑賀地区の住民の互助意識の向上と地域内ネットワークの構築を図り、実施するものとする。

### (区域)

第3条 畑賀あんしんネットの対象区域は、畑賀小学校区とする。

### (定義)

第4条 この要綱において「要支援者」とは、支援を希望する在宅の高齢者や障がい者等で、その支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した者をいう。

2 この要綱において「支援・見守り協力員」（以下「協力員」という）とは、要支援者の近隣者、民生委員児童委員、福祉委員等で、要支援者に対し、普段の声かけや見守り、災害時の安否確認や避難誘導等の支援を行う者をいう。

### (登録)

第5条 要支援者及び協力員は、あらかじめ委員会の登録を受けなければならない。

### (要支援者の登録)

第6条 要支援者は、所定の登録届を委員会へ提出するものとする。

2 この場合において、登録届の協力員の記載にあたっては、あらかじめその者の同意を得るものとする。

3 登録された要支援者は、登録届に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに委員会へ報告するものとする。

4 登録された要支援者が登録の辞退を希望する場合は、速やかに委員会に報告するものとする。

5 身体的又は精神的理由等で、本人が登録届を提出できない場合は、親族等が手続きを行うことができる。

(協力員の登録)

第7条 畑賀あんしんネットの趣旨に賛同し、協力員として登録する者は、所定の登録届を委員会へ提出するものとする。

- 2 登録された協力員は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに委員会に報告するものとする。
- 3 登録された協力員が登録の辞退を希望する場合は、速やかに委員会に報告するものとする。

(登録の取り消し)

第8条 委員会は、要支援者及び協力員が、次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定にかかわらず、登録を取り消すことができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 畑賀地区外に転出したとき。
- (3) その他、委員会が必要と認めたとき。

(委員会の役割)

第9条 委員会の役割は、次の各号のとおりとする。

- (1) 要支援者及び協力員から提出された登録届、前条の取り消し規定に基づき、登録者台帳の整備を行うとともに、必要に応じて、その内容を関係者や関係機関等に連絡する。
- (2) 協力員からの活動報告に基づき、必要に応じて、関係機関と連携し、要支援者の生活支援プランを検討し提案する。
- (3) 原則として、毎年1回は、協力員や関係機関等と協力し、全要支援者を訪問し、実態や登録内容の変更の有無等の把握に努める。
- (4) 事業を円滑に推進するため、必要に応じて協力機関及びこの事業に関係する機関を招集し会議を開催する。
- (5) 支援を要する地域住民が平時又は災害時に地域の中で支援を受けることができるよう、関係機関と連携し、登録を推進する。
- (6) 要支援者が自ら協力員を確保できない場合は、協力員を確保するよう努める。
- (7) 要支援者に対する支援活動が円滑に行われるよう、協力員へ助言や同行訪問を行うなど、その活動を支援する。
- (8) 災害時、要支援者に対する迅速な情報伝達や避難支援のための災害時要援護者避難支援計画を作成する。
- (9) その他、本事業の推進と目的達成のために必要な業務を実施する。

(協力員の役割)

第10条 協力員の役割は、次の各号のとおりとする。

- (1) 適宜、要支援者宅を訪問するなどにより要支援者の実態の把握に努め、見守りや声かけなどの活動を行う。
- (2) 見守り活動の結果、異変を発見した場合や緊急の対応が必要と認められる場合は、速やかに事務局に連絡する。
- (3) 見守り活動を行った状況については、毎月月末までに福祉委員に報告する。
- (4) 災害時、要支援者の安否確認を行うとともに、必要に応じて避難行動を支援する。
- (5) 見守り活動、相談等において要支援者の登録事項に変更が生じた場合は、速やかに事務局に報告する。
- (6) その他、本事業の目的を達成するための活動を行う。

#### (福祉委員の役割)

第11条 福祉委員は、協力員から見守り状況報告を受けた後は、畑賀あんしんネットワーク見守り状況用紙に記入する。また、記入した用紙については、翌月10日までに委員会に提出するものとする。

#### (守秘義務)

第12条 畑賀あんしんネットにかかわる全ての者は、本事業の活動により知り得た個人情報や当該事業の目的以外に利用し、又は他に漏らしてはならない。この活動を退いた後も同様とする。

#### (その他)

第13条 この要綱に定めがない事項は委員会が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年2月14日から施行する。

この要綱は、平成28年7月2日から施行する。